水道料金(料金体系)の見直しについて

令和5年12月19日 令和5年度 第5回富士見町上下水道審議会資料

目次

1 前回までのまとめ P3

2 水道料金改定案の確認と決定 P9

3 答申案の検討 P16

4 今後のスケジュールについて P18

1.前回までのまとめ

1.前回までの経過

第3回審議会



第2回審議会で審議した料金水準 をベースに料金改定案 (パター ン①) を作成 料金体系を用途別から口径別へ変更。影響の大きい大口径 使用者へ調査を行い、意見や 要望を集約を行う。

第4回審議会



大口径使用者へ調査を行い、意見や要望、口径サイズの変更等を考慮した改定案(パターン②・パターン③)を作成。

3つのパターンを検討する中で、パターン②を最終候補とし、改めて大口径を含めた多くの使用者へ審議会の状況の説明や意見集約を行い最終決定を行う。

第5回審議会

料金表の決定

2.調査等における課題と対策 (第4回審議会)

	項目	課題	
1	基本料金	大口径では、基本料金が大幅な増になり、少量 急激な上昇を避けるための緩和措置はないか [φ 75mm] 現行:1,200円→見直し案:53,45 [φ 100mm] 現行:1,200円→見直し案:117,7	0円
2	サイズダウン	適正な口径がわからない。 口径減に係る経費負担を考慮できないか サイズダウンが改定前にできなかった場合	大口径使用者は契約数として は少ないが、有収水量、料金 収入の割合は50%以上を占め るため一定の配慮は必要

可目 対策

① 基本料金 少量利用者への基本料金負担を考慮し、基本料金の割合を32.5%から約30%程度に引き下げ、大口径の基本料金を軽減します。
段階的な引き上げが可能か検討します。

② サイズダウン 口径減に関する費用負担は受益者負担が原則であると考えます。
サイズダウンが改定前にできなかった場合は「みなし口径」により算定を

行い、2年から3年程度の経過措置を検討します。

3.水道料金表の見直し案(一般地区)

現行		一般地区													
111	用途	基本料金	1 m $^{3}\sim$	$11\mathrm{m}^{3}\sim$	21 m³∼	501m³∼									
 料 金	家事.営業	1,200	0円	140円	160円	155円									



※料金を1か月の税抜き金額で記載しています。

		パタ	ーン ①	(第3回	1)		パターン②(第4回)						パターン③(第4回)						
口径	基本料						基本料 従量料金(円/㎡)						基本料 従量料金(円/㎡)						
	金 (円)		$11\mathrm{m}^3$ \sim	21 m³ ∼	501 m \sim	1001 m³ \sim	金 (円)		$11\mathrm{m}^3$ \sim	$21\mathrm{m}^3$ \sim	501 m \sim	1001 m³ \sim	金 (円)		$11\mathrm{m}^3$ \sim	21 m³ ∼	501 m \sim	1001 m³ \sim	
13	1,480						1,490						1,490						
20	2,000						1,910						1,880						
25	3,100						2,940						2,780						
30	5,200					159	4,830					4,430							
40	10,030	14	135	142	150		9,180	21	147	155	162	165	7,980	21	149	156	160	166	
50	18,880	14	155	142	130	109	16,970	21	. 147	155	102	100	14,200	21	149	156	162	166	
75	53,450						47,100						37,260						
100	117,700							101,860						77,130					
150	369,890							315,740						232,930					
200	843,140																		

3.水道料金表の見直し案(保健休養地地区)

現行		保健休養地地区														
111	用途	基本料金	$1 \text{m}^{3} \sim$	$11\mathrm{m}^{\!3}\sim$	21 m³∼	501㎡∼										
 料 金	一般.営業	1,750	0円	190円	190円	185円										



※料金を1か月の税抜き金額で記載しています。

		パタ・	-ン ①	(第3回	1)		パターン②(第4回)						パターン③(第4回)									
口径	基本料		従量:	料金(円]/m³)		基本料 従量料金(円/㎡)						基本料 従量料金(円					円/㎡)				
	金 (円)		$11\mathrm{m}^3$ \sim	$21\mathrm{m}^3$ \sim	501 m \sim	1001 m³ \sim	金 (円)		$11\mathrm{m}^3$ \sim	$21\mathrm{m}^3$ \sim	501 m \sim	1001 m³ \sim	金 (円)		$11\mathrm{m}^{\mathrm{3}}$	21 m³ ∼	501 m \sim	1001 m³ \sim				
13	1,750						1,960						2,050									
20	2,460										2,440	2,440					2,750					
25	4,010						3,670	3,670 4,360														
30	6,770						5,870						6,970									
40	13,620	22	155	155	167	167	11,130	38	198	198	198	198	13,400	32	177	177	190	190				
50	25,770						20,370						23,950									
75	74,700						56,760						65,600									
100	165,670									122,920						137,530						
150	516,960						378,630						408,370									

4.パターン別料金改定案の整理

	現行	パターン①	パターン②	パターン③
概要	○用途に応じた基本料金 ○基本水量制の課題 ○地区間の価格差 ○小口径と大口径の基本料金 負担が同じ	○口径に応じた基本料金 ○基本料金の収入割合が増 ○従量料金の単価は減 ○大口径の基本料金が増大 ※口径減による影響が考慮されていないため必要な給水収 益を確保できない。	○口径に応じた基本料金○基本料金の収入割合が増○従量料金の単価は増○家庭向けに従量料金を配慮○大口径の基本料金を配慮	○口径に応じた基本料金○基本料金の収入割合が増○従量料金の単価は増○大口径の基本料金を配慮
料金水準 ※R4実績で再計算	_	120.1%	126.3%	126.1%
地区間の価格差	単身世帯:約45%	単身世帯:約20%	単身世帯:約36%	単身世帯:約39%
	4人世帯:約40%	4人世帯:約18%	4人世帯:約36%	4人世帯:約29%
基本料金の収入割合 ※R4実績で再計算	28.0%	35.3%	33.2%	33.3%
逓増度	一般:1.33	一般:1.18	一般:1.12	一般:1.11
	保健:1.08	保健:1.07	保健:1.00	保健:1.07
単身世帯への影響額	_	一般:847円	一般:984円	一般:984円
(φ13mm)		保健:363円	保健:1,089円	保健:1,188円
2人世帯への影響額	_	一般:896円	一般:1,138円	一般:1,149円
(φ13mm)		保健:291円	保健:1,342円	保健:1,292円
3人世帯への影響額	_	一般:841円	一般:1,215円	一般:1,248円
(φ13mm)		保健:-720円	保健:1,430円	保健:1,149円
4人世帯への影響額	_	一般:814円	一般:1,254円	一般:1,298円
(φ13mm)		保健:-286円	保健:1,474円	保健:1,078円

2.水道料金改定案の確認と決定

1.改定案の確認と決定

第4回審議会において、第3回審議会で検討した改定案(パターン①)に大口径使用者の意見や要望、 口径サイズの変更等を考慮した改定案(パターン②とパターン③)を作成。



3つのパターンを検討する中で、パターン②を最終候補とし、大口径を含めた多くの使用者にパターン② の料金表を含めた審議会の状況を説明、意見集約を行い、最終決定を行う。

- ・お知らせに対する意見
- ・長野県内における家庭用水道料金比較
- ・長野県内における保有資産状況
- · 給水件数、有収水量、給水収益(口径別)

検討



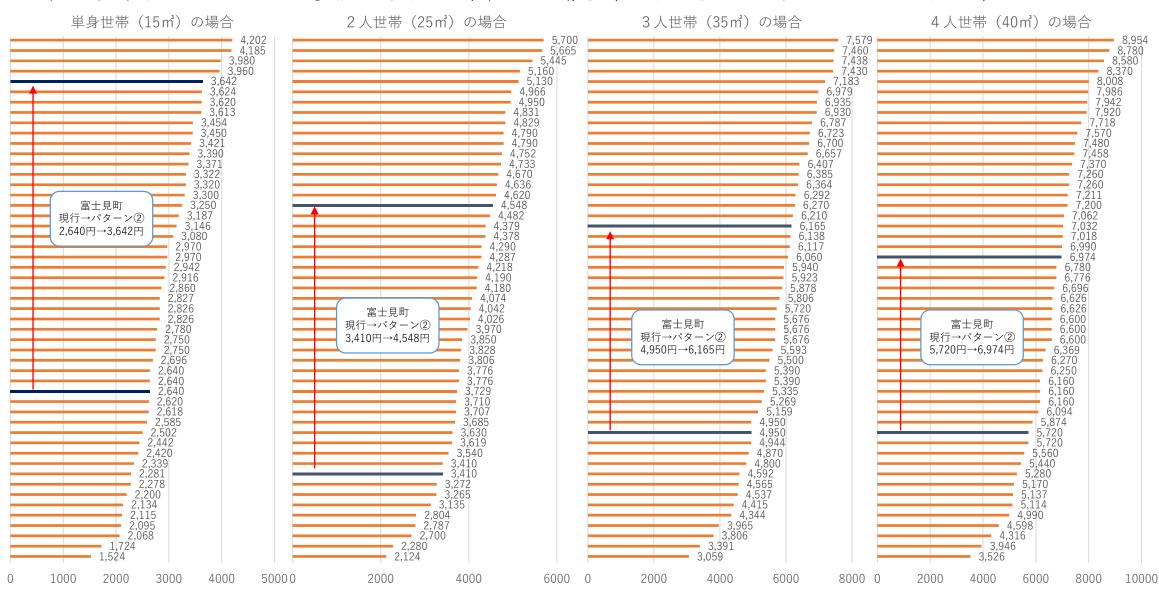
最終決定

2.お知らせに対する意見

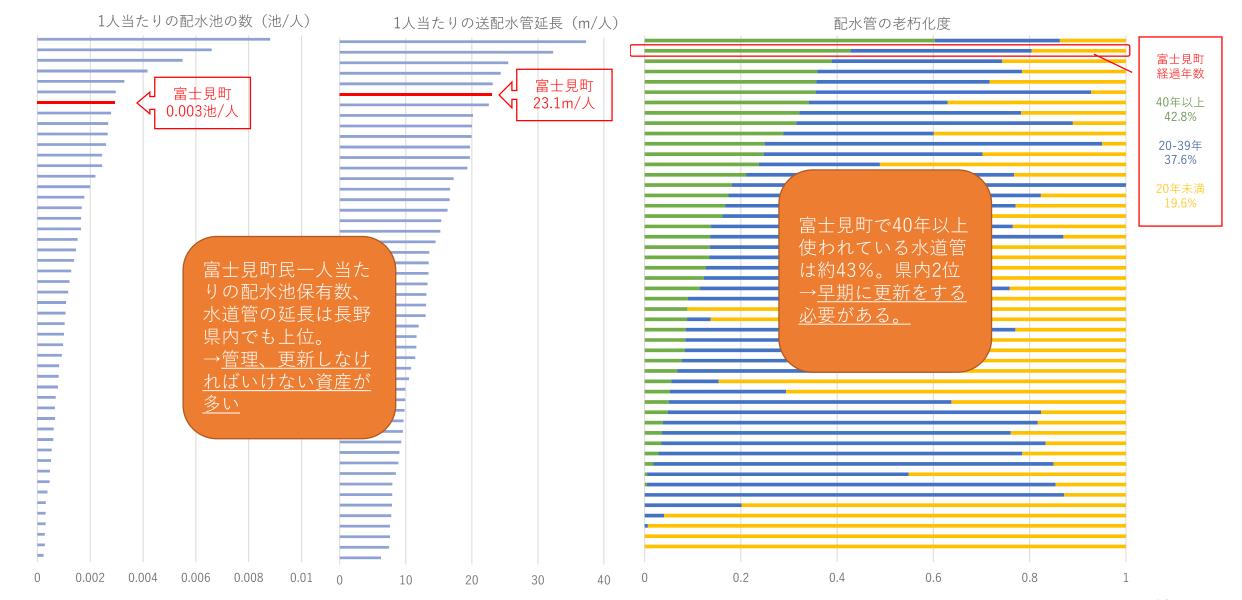
前回の審議会(11/22)終了後、12月上旬に水道使用者へ審議会の状況についてお知らせ(回覧板、郵送、HP等)を行いました。

番号	意見	上下水道課の考え
1	格差を無視して誰もが均一にダメージを被るインフラで採算合わせようとしなくても良い のでは?町のお金、全体で考え直しましょう。	水道事業は、令和7年度以降に営業損失が見込まれております。将来にわたり安心・安全な水の
2	水は命と直結しているので、何よりも国と地域(本来は国)が面倒を見る必要があると思っています。払える家庭の方が多いとは思いますが、払えない家庭がもしあったとすれば、命に関わるのかと思います。これだけコストプッシュ型インフレが続く中の水道料金の値上げは打撃が大きいのではないでしょうか?	安定供給をしていくために、水道料金の改定を提案しました。 上下水道事業の経営は、自らの収益でその事業の経費をカバーし運営をしていくことが必要とされています。 今後も、施設の更新等に係る国の財政支援を活
3	料金表を一律にするのではなく、所得税と同じように段階制にすれば良い。高所得者と低所得者で同じ料金はおかしい。もしくは税金で賄えば良い。	用するなど、事業費負担の縮減に努めてまいります。 す。
4	事後報告ではなく、事前説明必須だと思います。近隣の市町村との比較、同じ方針の町を参考にどういった取り組みや今後の展望があるのか。厳しい時こそただ一方的な判断でことを進めるのか、山を維持していきたいという住人とともに考えていくのかで、まるで違う未来が訪れると思います。小さい町だからこその取り組みを希望します。	多くの方から様々なご意見をいただきました。 今後につきましては、これらの意見や上下水道審 議かの意見・答申などを踏まえ、検討をしてまい ります。
5	東京から移住してきて富士見町の上下水道料金の高さに驚きました。まだ値上げするのですか?削減できるところを削減してから、町民負担増は最後に検討してください。 プロパンガス代の高さ、凍結防止帯のせいで高額になる電気代…	富士見町は、都市部に比べと地理的な制約、給水件数が少ないなどスケールメリットが出にくい状況であります。今後も施設更新の平準化や維持管理費の縮減に取り組んでまいります。
6	基本料金を下げることで、従量料金が増加した。地区間(一般・保健休養地)での負担差の解消、保健休養地の負担を一般地区の使用者が負担してもいいのではないか?	一般地区と保健休養地地区の水道料金の価格差については、段階的に解消していくことができるように努めてまいります。

3.長野県内における家庭用水道料金比較(一般地区・口径13mm・2か月分)



4.長野県内における保有資産状況



5.給水件数、有収水量、給水収益(口径別)

※R4実績

【一般地区】 【保健休養地地区】

/ J															
口径	契約数 (件)		有収水量 (m)		給水収益 (円)		口径	契約数 (件)		有収水量(r	ท ้)	給水収益(F	円)		
13	6,513	93.7%	1,007,944	39.2%	161,361,360	42.8%	13	1,381	90.3%	60,949	20.9%	31,802,580	42.0%		
20	280	4.0%	73,884	2.9%	11,609,960	3.1%	20	84	5.5%	12,954	4.4%	3,309,260	4.4%		
25	79	1.1%	61,379	2.4%	9,902,945	2.6%	25	28	1.8%	3,779	1.3%	1,034,500	1.4%		
30	16	0.2%	43,066	1.7%	6,803,120	1.8%	30	7	0.5%	329	0.1%	159,350	0.2%		
40	28	0.4%	54,523	2.1%	8,555,035	2.3%	40	4	0.3%	1,520	0.5%	313,865	0.4%		
50	23	0.3%	104,689	4.1%	16,334,190	4.3%	50	11	0.7%	6,504	2.2%	1,331,555	1.8%		
75	9	0.1%	27,029	1.1%	4,240,295 1.1%		75	10	0.7%	60,455	20.7%	11,389,095	15.0%		
100	2	0.0%	10,734	0.4%	2,097,620	0.6%	100	3	3 0.2% 107,333 3		36.7%	7% 19,402,540 2			
150	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	150	1	0.1%	38,493	13.2%	7,015,610	9.3%		
200	1	0.0%	854,618	33.2%	111,663,140	29.6%	200	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
300	1	0.0%	335,717 13.0%		44,206,010	6,010 11.7%		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
合計	6,952 2,573,583			376,773,675		合計	1,529		292,316		75,758,355				

6.改定案の決定

・お知らせに対する意見

・長野県内における家庭用水道料金比較

検討

・長野県内における保有資産状況

· 給水件数、有収水量、 給水収益(口径別) 将来にわたり安心・安全な水の 安定供給をしていくために、水 道料金の最低限の改定は必要と 考えます。

料金改定、改定率の引き下げは 将来への負担の先送となるため 避けるべきと考えます。

1人当たりの保有資産は非常に 多い。計画的な更新、確実なス ペックダウンを行う必要がある と考えます。

小口径(家庭)、大口径(事業所) どちらへも一定の配慮は必要と考えます。

施設のスペックダウン 水道管路の口径減 配水管の統廃合を検討しま す。



パターン(2)

パターン① 料金水準未達 パターン③ 家庭への負担 地区間の価格差



3.答申案の検討

別紙、答申書(素案)

4.今後のスケジュールについて

4 今後のスケジュールの確認

物価高騰の影響、年検針のタイミング(12月)を考慮し、令和7年3月請求分からの改定が望ましい。

				令和!	5年度		R7 年度										
R5 7/5	8/2	9/20	10/	11/22	12/19	12/下	R6 1/上	2/6	2/29	R6 4/上	5/上	7/上	12/定	R7 1/上	3/上	R8 1/上	
第1回審議会	第2回 審議会	第3回 審議会		第4回 審議会	第5回 審議会			第6回 審議会	3月 定例会 上程								
=% 88	=½BB											改定		" \ " \			
諮問 現状説明	料金水準 の算定	料金体系 の検討		料金表の 検討①	料金表の 検討②	答申 (予定)		経営戦略 の見直し							新料金 請求	新料金 請求	
											唐	知期間			(偶検)	(年検)	
НР	広報(8) HP	広報(9) HP	意見調査 (大口径)	HP	お知らせ 回覧版 LINE HP		お知らせ 回覧板 請求同封	広報(2)		お知らせ 全戸	広報(5)	請求書 お知らせ 同封		, 請求書 お知らせ 同封		請求書 お知らせ 同封	

お問い合わせ

本審議会資料に関する、ご意見・ご質問は下記へお問い合わせください。

富士見町上下水道課庶務経理係

電話: 0266-62-9352 FAX: 0266-62-7509

Mail: jyougesui@town.fujimi.lg.jp